

# 0点検を行い、時間にゆとりを持って事故を防ぎましょう

平成31年4月1日から適用となる「農業労働標準賃金・機械作業標準料金」が決定しました。  
(通常3年に1回見直します。)

賃金や料金の支払いの際には参考にしてください。

種別	作業別	金額	摘要	備考	
農作業	一般作業	830円	1時間		
水田機械作業	耕起	ロータリー	7,000円	10a当り	結束ヒモ含む 運搬は別料金とする 車両1回につき 軽トラック…1,000円 普通トラック…2,000円
	代かき	一番代かき	6,900円		
		二番代かき	6,900円		
	田植	田植(オペレーター付)	10,200円		
		機械の賃借	4,500円		
	収穫	コンバイン	21,900円		
		バインダー	10,200円		
脱穀		7,900円			
	そばコンバイン	7,300円			
畑機械作業	耕起	ロータリー	7,000円	10a当り	
		プラウ	8,500円		
		機械マルチ掛(オペレーター付)	1,800円	100m当り	
その他	ライムソー(散布のみ)	3,700円	10a当り	200kg以内、肥料をほ場まで運搬しておく	
	マニアスプレッター	4,400円	2t車1台分	積込み散布ともで	
	サブソイラー	6,300円	10a当り		
	プラソイラー	6,300円			
	ミニロールベラー	220円	1巻	ヒモ代含む	

- ☆ 標準労賃は、1日当り実労働時間8時間を基準として1時間当りとする。
- ☆ 時間・作業内容等増減する場合は、双方の話し合いの上その率により算出する。
- ☆ 賃金の精算(勘定)日は作業終了の末日とする。
- ☆ 上記の金額は、ひとつの「目安」です。ほ場条件の悪い場合は割増料金とするなど、金額は双方の合意で決める。

問 農業委員会事務局 ☎79-7934 (直通)

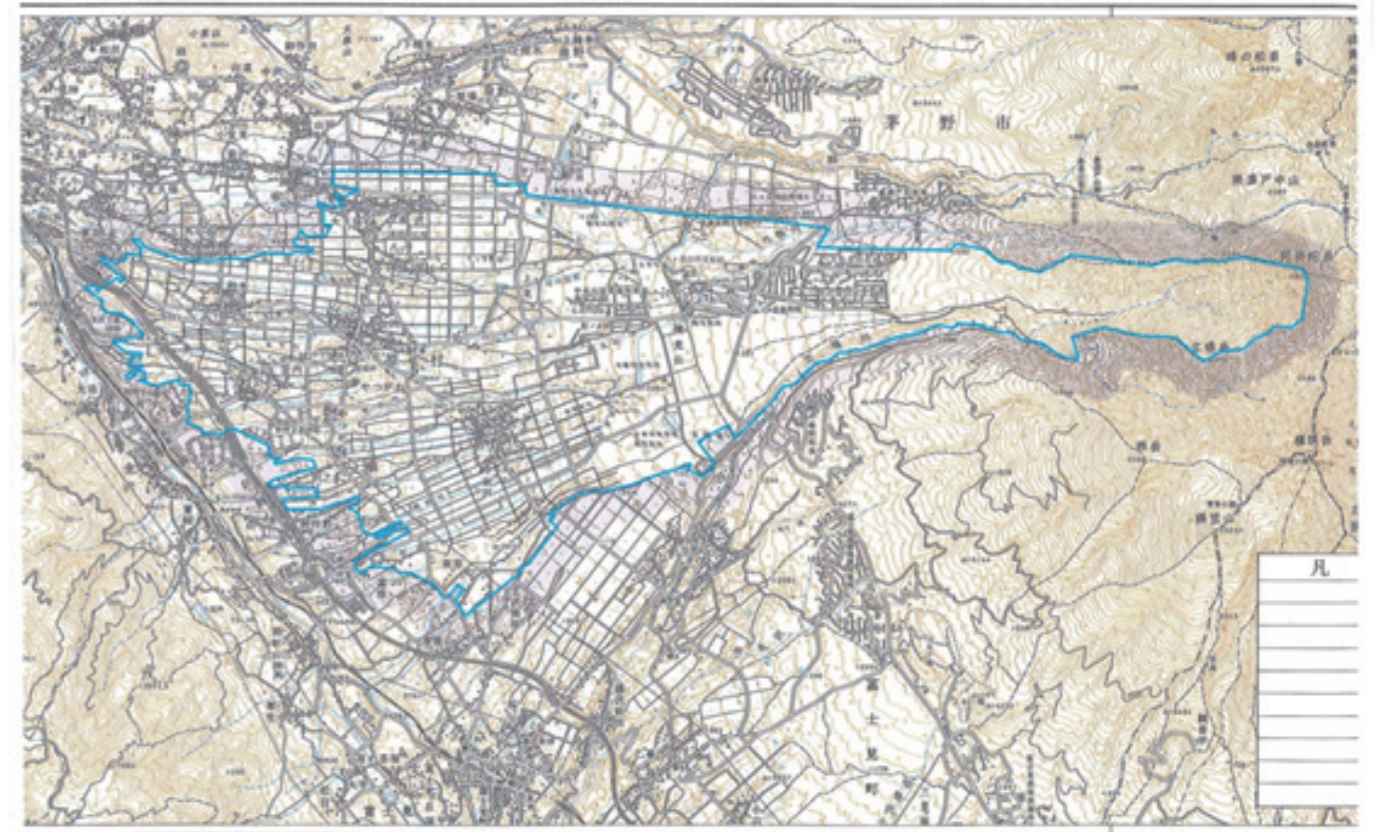
## 有害鳥獣駆除を行っています!

有害鳥獣の駆除を村内全域で行っています。有害鳥獣駆除は、農作物の生活環境を守るための大切な作業です。住民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

- 罠による駆除(通年:2019年4月1日~2020年3月31日)
- 銃器による駆除(狩猟期間終了後2月16日~3月31日までの土日祝)

### 【有害鳥獣(シカ・イノシシ)捕獲区域図】

#### 原村全図



- ※ このプレートの近くに罠が設置してあります。
- ※ 見かけた際には、近くの間へは入らないようにしてください。
- ※ 人でも怪我をする恐れがあります。

問 茅野警察署 ☎82-0110  
原村駐在所 ☎79-2806

諏訪地域振興局林務課 ☎57-2919  
農林課 農村整備係 ☎79-7932

国保だより

## 医療費の全額を自己負担したとき(療養費の支給)

### 医療費の全額を自己負担したときは療養費で払い戻しが受けれます

下記のような場合は、一度医療費の全額が自己負担となりますが、申請をして審査で認められれば負担した金額のうち自己負担額分を除いた額が払い戻されます。

尚、審査の結果によっては支給されない場合もあります。



### 払い戻しの申請を忘れずに!

医療費などを支払った日の翌日から2年を過ぎると支給されません。

### 全ての手続きに必要なもの

- ①印かん ②個人番号カードまたは通知カード ③領収書 ④来庁される方の本人確認書類(運転免許証など)
- ⑤保険者証 ⑥振込口座のわかるもの(世帯主名義) ⑦療養費支給申請書(医療給付係窓口にあります)
- ⑧委任状(別世帯の方が申請する場合のみ)

こんなとき		申請に必要なもの
自費治療	不慮の事故や急病でやむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき	・診療報酬明細書
誤った保険者証で受診	国保または社保の資格喪失後、その保険者証で治療を受けたとき	・返納金の支払い後に受け取る納入領収書 ・診療報酬明細書
補装具を作った費用(注1)	治療上、必要があってコルセットなどを装着したとき	・医師の診断書または意見書
輸血の生血代	手術などの際に、他人の生血を輸入したとき	・医師の診断書または意見書 ・輸血用生血液受領証明書 ・血液提供者の領収書
海外療養費(注2)	海外渡航中に治療を受けたとき (治療目的の渡航は除く)	・診療内容明細書 ・領収明細書 ・海外渡航した事実が確認できるもの (外国語のものは日本語の翻訳文が必要)

(注1) 対象となるのは、治療のためにどうしても必要であると医師が認めて装着させたもの(コルセット・治療用装具・サポーターなど)です。日常生活や職業上の必要性によるものや美容目的で使用するものは対象となりません。

(注2) 給付対象となるのは、その治療が日本国内の保険診療として認められた治療で、支給される金額は日本国内での同様の治療を国保で受けた場合を基準にして決定されるため、海外で支払った治療費の全額が対象となるわけではありません。

問 保健福祉課 医療給付係 ☎79-7926 (直通)

## 4月1日から、農業後継者育成事業の内容が変わりました

「農業後継者育成事業」は、平成28年度から始まり、農業の担い手確保を目的に、要件に該当する村内の農業後継者に対して補助金を交付しています。

提出書類の簡素化や、対象年齢の引き上げなどを目的に要綱改正を行い、4月1日から以下の内容になりました。

### ○補助金交付該当者の要件(次のいずれにも該当する方)

(1) 村内に住所を有し、村内で農業を行う農業後継者が、農業経営継承前の農業経営者に代わって認定農業者となった方で、認定農業者になってから5年以上農業経営を続ける意志のある方。

(2) 農業経営継承後の農業経営改善計画認定日(認定農業者となった日)における年齢が50歳未満の方。

### ○補助金の額と交付について

補助金の額は20万円で、補助金の交付は1回限りとなります。

### ○申請方法

所定の申請書を、原村役場農林課農政係までご提出ください。

(申請書は、農林課農政係の窓口にあります。)



問 農林課 農政係 ☎79-7931 (直通)

## 4月から国民健康保険税 課税限度額・軽減判定基準が変わりました

### 課税限度額の改正

「医療給付費課税額」にかかる課税限度額が下表のとおり改正されました。

課税区分	改正前	改正後
医療分	58万円	<b>61万円</b>
支援金分		19万円
介護分		16万円

### 保険税の軽減対象となる所得基準の改正

保険税の均等割・平等割にかかる軽減判定基準額が下表のとおり改正されました。

軽減判定区分	改正前	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額(33万円)	
5割軽減基準額	33万円+27万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	33万円+ <b>28万円</b> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
2割軽減基準額	33万円+50万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)	33万円+ <b>51万円</b> ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

問 住民財務課 税務係 ☎79-7923 (直通)

